

電子契約に関するQA

川崎市財政局資産管理部契約課

項番	質問	回答	更新日
1	事業者が電子契約を利用するに当たり、費用が発生するのでしょうか？	電子契約システムを利用するに当たり、事業者様の費用負担はございません。	令和5年 3月1日
2	事業者が電子契約を利用するに当たり、パソコン等にソフトをインストールする必要はありますか？	電子契約システムを利用するに当たり、パソコン等の事前設定は不要です。	令和5年 3月1日
3	事業者が電子契約を利用するに当たり、川崎市が契約しているGMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社（以下「GMO」という。）の電子契約サービスに事前登録をする必要がありますか？	事業者様の事前登録は、必要ありません。	令和5年 3月1日
4	電子契約を利用するに当たり、事業者が電子契約サービス事業者であるGMOと契約する必要がありますか？	事業者様が、電子契約サービス事業者と契約する必要はありません。	令和5年 3月1日
5	電子契約について質問したい場合は、どこに問い合わせればよいでしょうか？	1 電子契約の運用等については、川崎市財政局資産管理部契約課の各担当へ御連絡ください。 （問合せ先） 川崎市財政局資産管理部契約課 調整係 電話：044-200-3695 土木契約係 電話：044-200-2099 物品契約係 電話：044-200-2093 建築契約係 電話：044-200-2101 委託契約係 電話：044-200-2097 各係共通 FAX：044-200-9901 E-Mail 23keiyak@city.kawasaki.jp 受付時間：8:30-12:00 13:00-17:15（土日祝日は除きます。） （令和7年11月28日更新） 2 電子契約の操作で不明な点や不具合についての御質問は、GMOの次の宛先にお電話ください。 電子印鑑GMOサイン 運営事務局 ・電話番号 03-6415-7444 ・受付時間 10:00-18:00（土日及び祝日は除く。） ・お問い合わせフォーム https://www.gmosign.com/form/	令和7年 11月28日
6	電子契約書には収入印紙は必要ないということでしょうか？	電子契約書には課税されませんので、電子契約で締結した場合は、収入印紙は不要です。	令和5年 3月1日

電子契約に関するQA

川崎市財政局資産管理部契約課

項番	質問	回答	更新日
7	川崎市から電子契約依頼のメールを受信し、電子署名の処理を行おうとした際、電子契約書に誤りがあることに気が付いた場合は、どのように対応すればよいでしょうか？	(令和7年11月28日更新) 契約書類の内容に誤りなどを発見した場合は、お手数ですが、速やかに各所管課の担当者宛てに御連絡ください。各所管課の担当者から取消処理を行います。	令和7年 11月28日
8	電子契約を締結後、その案件に対して契約変更を行う場合は、どのようにするのでしょうか？	変更契約についても、電子契約により変更契約を締結することになります。	令和5年 3月1日
9	紙の契約書で「○字削除、○字加入」といった契約書の訂正を行っていた場合、電子契約ではどのようにするのでしょうか？	(令和7年11月28日更新) 契約書の訂正については、訂正の内容によってその後の処理が異なることが予想されます。したがって、電子契約を締結後、契約書の誤りに気付いた場合は、速やかに各所管課の担当者宛てに御連絡ください。	令和7年 11月28日
10	締結済みの電子契約書を紛失した場合、再発行はできますか？	(令和7年11月28日更新) 両者の電子署名が完了すると、「電子署名完了のお知らせ」メールが届きます。記載されているURLから締結済みの電子契約書データが何回でもダウンロードが可能です。なお、ダウンロードできる有効期限は14日間です。この期間に忘れずにダウンロードを行ってください。もし、「電子署名完了のお知らせ」メール自体を紛失した場合や14日の有効期限後に締結済みの電子契約書をダウンロードする必要がある場合は、速やかに各所管課の担当者宛てに御連絡ください。	令和7年 11月28日
11	電子契約サービスにより電子署名を行う上で、自社の印影を電子契約サービス上に登録する必要はありますか？	事業者様の印影を登録する必要はありません。本市の電子契約においては、電子署名しても印影が表示されない(不可視署名)形式を採用しています。	令和5年 3月1日
12	電子署名済みのPDFデータ(以下「電子契約のPDFデータ」という。)のファイル名を変更しても問題ないでしょうか？	電子契約のPDFデータのファイル名を変更することは可能です。ファイル名を変更しても、電子署名の情報は変更されません。ただし、PDF編集ソフト等で電子契約のPDFデータの内容を変更すると、電子署名が無効となってしまいますので、絶対に行わないようにお願いいたします。	令和5年 3月1日
13	電子契約のPDFデータにPDF編集ソフト等で補記したいが、可能でしょうか？	PDF編集ソフト等で電子契約のPDFデータの内容を変更すると、電子署名が無効となってしまいますので、絶対に行わないようにお願いいたします。	令和5年 3月1日

電子契約に関するQA

川崎市財政局資産管理部契約課

項番	質問	回答	更新日
14	川崎市における電子契約の対象は、まずは財政局資産管理部契約課から依頼がある案件（以下「契約課契約という。」）だけとのことですが、他の所管課から発注する委託契約などの案件（以下「自所属契約」という。）は、いつから電子契約を導入するのでしょうか？	令和5年度から開始する契約課契約の電子契約の運用実績を踏まえ、今後自所属契約における電子契約の運用について、庁内関係部署と検討・調整を行ってまいります。開始時期等の詳細が固まり次第、速やかに周知してまいります。 （令和7年11月11日更新） 自所属契約については、「請書」を作成する案件を対象に、令和7年12月1日以降に予算執行伺を起票する案件から電子契約を導入します（一部の部署を除く。詳細は、令和7年11月11日付け「本市の契約における電子契約の拡充について（通知）」を参照ください。）。 （令和8年9月2日更新） 自所属契約で「請書」を作成する案件については、令和8年10月より全ての部署に電子契約を導入いたします。	令和8年 9月2日